

○林委員長 開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

1、学校及び社会教育に関する事項について、初めに、旭川市学校教育情報化推進計画の策定について、理事者から報告願います。

学校教育部長。

○品田学校教育部長 旭川市学校教育情報化推進計画の策定につきまして、御報告をいたします。お手元に計画の本文と、意見提出手続の結果に関する資料の2点を配付させていただいております。4月8日開催の経済文教常任委員会におきまして、計画素案に係る意見提出手続の実施について御報告をしたところでございますが、3月15日から4月15日までの間、実施いたしましたので、その結果について御報告いたします。

意見提出手続の結果に関する資料を御覧ください。意見提出手続で寄せられた御意見と、それに対する市教委の考え方をまとめたものでございます。4名の方から御意見の提出がありまして、教育現場でICTを利活用していく上での児童生徒の健康面への影響、インターネット利用により主体的に学ぶ姿勢が失われることへの危惧、また、家庭への情報発信などについての御意見をいただいたところでございます。意見の提出をいただいた方に、資料のとおり回答をするとともに、いただいた御意見を踏まえ、様々な配慮をしながら取組を進めてまいります。なお、こちらは現在、市のホームページでも公表しております。

次に、計画の内容についてでございますが、旭川市学校教育情報化推進計画を御覧ください。4月の本常任委員会でお示しをした計画素案から大きな修正はございませんが、素案では、令和2年度末までに完了予定としておりました1人1台端末や通信ネットワークの整備が、現時点では既に完了しておりますので、このことに関する箇所の文言整理を行っております。

本計画につきましては、意見提出手続でいただいた御意見も参考にしながら、4月27日に開催いたしました教育委員会会議において、最終的な審議を経て策定をしたものでございます。今後は、本推進計画に基づきまして、児童生徒の健康への影響などに配慮するとともに、家庭などへの情報を発信しながら、各学校においてICTの円滑な運用と効果的な活用を進めてまいりたいと考えております。

以上、報告をいたします。

○林委員長 ここで発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 ないようなので、次の議題に関わりのない理事者につきましては、退席していただいで結構です。

次に、旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について、理事者から報告を願います。教育長。

○黒蔵教育長 本日、旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施について御報告をさせていただきますが、冒頭、私から、この調査に関係する亡くなられた生徒の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に対しまして、衷心より哀悼の意を表し、お悔やみを申し上げます。

る次第であります。加えまして、市民の皆様、また委員の皆様をはじめ、大変多くの方々に多大な御心配をおかけしておりますことに深くおわびを申し上げます。

それでは、調査の実施に当たりまして、学校教育部長のほうから御報告をさせていただきます。

○林委員長 学校教育部長。

○品田学校教育部長 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施につきまして、御報告をいたします。

本年2月13日に行方不明となり、3月23日に市内の公園で遺体で発見されました生徒に関する一連の報道事案につきまして、旭川市いじめ防止等対策委員会において調査を実施することといたしました。お手元にお配りしております資料、旭川市いじめ防止等対策委員会における調査の実施についてを御覧ください。

調査について説明をする前に、まずは、当該生徒の中学校入学後からこれまでの経緯について報告をさせていただきます。当該生徒は、平成31年4月に本市の中学校に入学をいたしました。令和元年6月、当該生徒が川に入る事案が発生いたしました。その後、関係児童生徒が在籍する中学校2校、小学校1校において、警察と連携し、聞き取り及び指導を開始いたしました。令和元年8月、当該生徒は市内のほかの中学校へ転校いたしました。同じく8月、関係する中学校において、当該生徒の保護者が、その代理人である弁護士の同席の下、関係する中学校の生徒、保護者及び関係する小学校の児童、保護者と話し合いを行っております。令和元年9月、転校前に在籍をしていた中学校において、当該生徒の保護者が、その代理人である弁護士の同席の下、転校前に在籍をしていた中学校の生徒や保護者と話し合いを行っております。事案発生後からこの間の教育委員会の主な対応といたしましては、それぞれの学校での指導の状況等を確認するとともに、各学校の対応について指導助言に努めてまいりました。また、当該生徒の保護者への相談対応を行うとともに、警察の対応状況を確認するなど、警察との連携を行ってまいりました。

令和3年2月13日、当該生徒が行方不明となりました。転校先の学校では、職員がほぼ毎日、搜索活動を行いました。令和3年3月23日、当該生徒は、市内の公園において遺体で発見されました。当該生徒が行方不明となった後からこの間の教育委員会の主な対応といたしましては、状況を確認するなど、学校と連携するとともに、警察とも連携を行ったところでございます。また、社会教育施設への情報提供依頼等を行いました。令和3年4月22日に、令和3年度第1回旭川市総合教育会議が開催され、本事案について、令和元年度の事案発生から当該生徒が亡くなるまでの経過の確認及び事実関係の把握状況と、教育委員会の認識の確認が行われるとともに、市長から、第三者によるいじめ等に関する調査も念頭に、事実関係を明らかにするようとの考えが伝えられました。総合教育会議を受け、4月27日に開催をいたしました令和3年4月定例教育委員会会議において、本事案をいじめの重大事態として対処することとし、第三者機関である旭川市いじめ防止等対策委員会にて調査を実施することを決定したところでございます。

次に、次ページ、旭川市いじめ防止等対策委員会による調査の概要についてでございますが、本事案につきましては、教育委員会が把握していなかった内容が報道されたことによりまして、当該生徒がいじめにより生命、心身等に重大な被害を受けた疑いが生じたため、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される重大事態として対処することとし、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例第11条及び旭川市いじめ防止基本方針に基づき、教育委員会の附属機関であります旭川市い

じめ防止等対策委員会において調査を実施することとしたものでございます。調査の実施に当たりましては、平成29年3月に文部科学省から示された、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえるとともに、文部科学省や北海道教育委員会からの指導助言の下、当該生徒の保護者の意向を真摯に伺いながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

本調査の目的でございますが、令和元年5月頃から令和3年3月までの事案について、事実の全容解明と同種の事態の発生防止でございます。委員構成につきましては、旭川市いじめ防止等対策委員会の委員に複数の臨時委員を加え、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家によりまして構成する予定でございます。旭川市いじめ防止等対策委員会の活動内容といたしましては、以下のことが想定されます。まずは、調査方針や調査の内容、方法、スケジュール等を検討、決定し、決定した調査方針等については、当該生徒の保護者等の理解が得られるように説明を行ってまいります。次に、関係生徒等へのアンケートや聞き取りなどにより、事実関係を明らかにするための調査を実施いたします。その後、調査結果等を分析、評価し、調査結果を報告書の形で取りまとめを行います。最後に、調査結果について、当該生徒の保護者等への説明や情報提供を行いまして、事案の状況により、外部に公表する場合も想定しているところであります。また、調査結果につきましては、教育委員会が市長に報告するとともに、調査結果を踏まえた対応を行ってまいります。

調査のスケジュールにつきましては、本年5月中には調査に着手し、11月末を目途に調査結果をまとめる予定でございます。

報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林委員長 ここで、発言の有無を確認するところでありますが、本件につきましては、事前に複数の委員から質疑を行いたい旨の申出をいただいていることから、質疑については大会派順で行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○林委員長 質疑については、質疑席で行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○林委員長 それでは、そのように実施することといたします。

それでは、御質疑願います。

菅原委員。

○菅原委員 質疑に先立ちまして、このたびお亡くなりになった女子中学生は、将来に向け、たくさんの夢や希望を胸に秘めて、精いっぱい日々明るく過ごしていただろうと思うとき、御家族の悲しみはいかばかりかと、慰めの言葉も見つかりません。心より哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

本委員会では、いわゆる旭川女子中学生凍死事件の案件につきまして、教育委員会に質問をさせていただきます。限られた時間の中ではありますが、私も含めて本日は4名の委員の皆様が質疑されるということでもあります。それぞれ多分、いろんな角度からの質問になるかと思いますが、私からは特に、例えば学校と市教委との関連性、あるいは保護者や生徒の事実確認資料、それから報告書、あるいは指示、指導、報告の有無などといった大きな流れ、一つのプロセスとして、その確認をしていきたいと、そんなふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて早速、質問に入らせていただきます。まず、私の知る限りのこの事案の一連の流れを、大ま

かに確認しておきたいと考えております。本年3月23日に、当時行方不明になっていた14歳の中学生が、旭川市内の公園で凍死状態で発見された。このニュースは、大変私ども市民にとってもショッキングで、大変残念と言わざるを得ない重大な事案でありました。また、この事案については、週刊文春の電子版、文春オンラインが隠蔽の疑いがあるとして記事に取り上げました。また、参議院においてもこの問題の重要性が指摘され、萩生田文部科学大臣におきましても、真相究明に当たって道教委や旭川市教委にしっかり調査をするよう指示を促したということでもあります。

そして、この事案の重大さについて、西川市長は過日の記者会見で、学識経験者や弁護士の方で構成する第三者委員会を設置し、事の真相究明に当たり、今年中に調査報告書を作成、提出したいという意向だと承知しているところであります。そういったところがこの一連の流れだと、そのように現在、認識しているところであります。

しかしながら、この事案の発端は、遡ること約2年前の令和元年6月に、亡くなられた女子生徒が、転校前の学校で複数の生徒からいじめに遭っていたことがそもそもの原因であり、その後世間では、学校、また市教委の対応のまずさ、不手際が大きな問題となっていたのではないかとの推測があり、そのことが今、取り沙汰されているのだらうと、そういう認識をしております。ただし、私どもは警察ではありませんので、あくまで市議会の立場から、このいじめ問題が発生し、うわさされるような隠蔽があったのか、また、いじめという認識に至らなかったのであればその理由などについて、この事案の全体のプロセスについて質問をしてみたいと思います。

それでは、早速1問目でございますが、私からは今、大きな流れについてお話をさせていただいたわけですが、再度、市教委のほうから、この事案の一連の流れについて、改めて詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 令和元年6月に、当該生徒が川に入る事案が発生し、事案に係る児童生徒が在籍する学校が警察と連携し、聞き取りや指導を開始しました。令和元年8月に、当該生徒は市内の他の中学校へ転校しました。その後、9月にかけて、関係する中学校や転校前に在籍した中学校において、当該生徒の保護者が代理人である弁護士の同席の下、関係する小中学校の児童生徒や保護者と話し合いを行っております。その約1年半後の令和3年2月13日に、当該生徒は行方不明となり、警察はもとより、転校先の学校の職員等も捜索を行っていましたが、令和3年3月23日に市内の公園において遺体で発見されました。令和3年4月22日に旭川市総合教育会議が開催され、市長から、第三者によるいじめ等に関する調査も念頭に、事実関係を明らかにするよう考えが伝えられ、4月27日に開催した定例教育委員会会議において、本事案を重大事態とし、第三者機関である旭川市いじめ防止等対策委員会による調査を実施することを決定いたしました。

○菅原委員 ただいまの御説明であります。令和元年6月に、当該生徒が川に入る事案が発生し、警察とも連携しながら、聞き取り調査などもしながら指導を開始したということでもあります。さらに令和元年8月には、当該生徒は市内のほかの中学校に転校した。その後9月にかけて、関係する中学校や転校前に在籍した中学校において、小中学校の児童生徒や保護者等とも話し合いが行われた等々、市教委としては、このときしっかり対応されたという認識でよろしいわけですね。

それで、今回の凍死事件に関しては、2年前のいじめがその原因と専らのお話ですが、当該生徒がいわゆる川に入っていったとされる自殺未遂事件が発生した時点で、例えば市教委に学校

からの初期連絡はあったのでしょうか。また、その際、市教委から学校への指示、あるいは指導はなされたのでしょうか。この2点についてお聞かせください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案については、当該生徒が在籍した中学校から、発生日時や発生時の状況などを第一報として受け取るとともに、その後、関係児童生徒が在籍する小学校や中学校からも同様の報告を受けております。教育委員会からは、関係する学校に対し、当該児童生徒及び保護者への支援、関係する児童生徒からの事実関係の確認や指導などの取組を組織的に行うとともに、その後の対応状況等について、適宜、教育委員会へ報告を行うよう指導助言を行っております。

○菅原委員 学校側から、その学校の対応やいじめの有無における学校の判断の連絡は、その当時、市教委は受けたのでしょうか。また、その具体的な報告は受けたのでしょうか。その辺のところをお聞かせください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該学校では、事案発生後すぐに、当該生徒及び関係生徒等からの聞き取りを行うとともに、警察の対応状況も確認しております。当該学校においては、事案発生の経緯や生徒同士の関係性等に関する情報から、いじめと認知するまでには至らなかったものの、関係児童生徒への聞き取りの内容や学校の対応状況などについて、その都度、教育委員会が報告を受けております。

○菅原委員 今の御答弁でありますけど、事案発生後、当該生徒や関係した生徒たちからの聞き取り調査や警察の対応状況を確認してみても、その時点ではいじめとは断定しなかったということですね。また、その一連の聞き取り内容、状況、学校の対応もその都度、市教委は報告を受けていたが、やはりいじめとの結論には至らなかったということでしょうか。再度お答えください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 そのような認識です。

○菅原委員 当時のことでありますが、被害者、加害者の両保護者から学校側に、説明会や謝罪の場の要望が出されていたと認識をしておりますが、市教委としてそれらの認識はどのようなものであったのでしょうか。また、市教委から学校側への指示はどのようなものであったか、さらには、どのような指導を行ったのでしょうか。この3点についてお答えください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案につきましては、関係する小中学校や当該生徒が在籍した中学校において、児童生徒等から聞き取った事実経過や学校の指導の状況について、その都度、当該生徒の保護者及び関係児童生徒の保護者に説明を行いました。教育委員会といたしましては、関係児童生徒や保護者からの謝罪などを行う、当該生徒の保護者との話合いの場について、事案の解決に向けた重要な場面であると認識しておりました。そのため、教育委員会では、話合いが双方にとって有意義なものとなるよう、当該保護者の意向に沿うことや、関係児童生徒の保護者にも話合いの趣旨等を丁寧に伝え、理解を得た上で行うことなどについて、各学校への指導を行っております。

○菅原委員 指導なり、そういったところはしっかりやってきたと、そういう受け止めをさせていただきます。私の質問は最初に申し上げたとおり、そういった指導、調査あるいは資料等がきちっとされているのか、残っているのか、あくまでそういったところを重点に聞いてまいりますので、その辺のところを正確にお答えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問であります。月刊誌メディアあさひかわがございます。皆さんも御承知のとおりだと思いますが、約2年前に、このメディアあさひかわに、当時いじめの問題でこの事件が取り上げられまして、この問題、事実を隠蔽しているのではないかとこの内容の記事が掲載されるわけでありまして。報道された時点で、市教委が認識していた内容との相違点の洗い出し、そういったものはされたんでしょうか。あるいはまた、そのときの学校や市教委の対応はどのようなものであったのでしょうか。この2点について、お答えください。

○辻並学校教育部教育指導課長 本事案につきまして、月刊誌に取り上げられた際に、記事の内容と教育委員会が学校から報告を受け把握していた内容とを比較し、整理をしております。各学校におきましては、保護者と連携し、家庭における当該生徒や関係児童生徒の状況等について確認するとともに、当該生徒や、月刊誌の記事に学校名等が掲載され不安を感じている生徒などに対しましても、教育相談等を通じて心のケアを行っており、教育委員会といたしましても、関係する学校に、児童生徒の状況を注意して見守ることや、教職員による心のケア等を継続するよう指導したところでございます。

○菅原委員 約2年前に遡るわけですが、もちろん私、当時、経済文教常任委員会の委員でありましたが、そのときに、この一連のいじめの件に関しては、委員会への報告がなかったわけがあります。その理由について、お答えいただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 本事案が月刊誌に記事として取り上げられましたが、個別の案件に関わることであり、また、保護者同士の話し合い等も終えていることから、当該生徒が安心して転校先の学校での生活を送ることができるようにすることを最優先と考えまして、報告し、公表する案件とはしなかったところです。

○菅原委員 そこで、再度今の御答弁の中で確認をしたいわけですが、要するに、この時点ではいじめという判断はされなかったということでもありますね。

○辻並学校教育部教育指導課長 この時点におきましては、いじめの認知には至らなかったというところでございます。

○菅原委員 ところで、この案件に関して市教委は調査報告書を作成したのでしょうか、お答えください。

○辻並学校教育部教育指導課長 各学校におきましては、警察や関係した教員からの情報などを踏まえ、関係児童生徒から事案に対するそれぞれの関わり等について聞き取った内容を記録するとともに、関係する学校間におきまして、聞き取りの情報を共有しており、その記録等につきましては教育委員会にも報告をされております。教育委員会といたしましては、調査報告書という形ではまとめておりませんが、学校から報告のあった記録を整理するとともに、これらの記録を基に本事案に関する資料を作成しているところでございます。

○菅原委員 分かりました。

やはりこの事件、根深いところはたくさんございます。当該生徒については、2年前の2019年6月に、転校前の学校で複数の生徒からSNS等を通して執拗ないじめに遭っていた。それを苦にして自殺未遂を図ったという経緯があったとされていますが、この案件について、いじめ防止等対策委員会などに調査内容を諮問し、そこらにいじめの有無などを市教委として判断するプロセスを踏んだのかなど、機関決定はしていたのでしょうか。また、もししていないとなると、それはな

ぜなのか、さらには独自の調査なりをしていたのでしょうか、それぞれお答えください。

○辻並学校教育部教育指導課長 各学校において組織されております学校いじめ対策組織において、いじめを認知した場合には、教育委員会にその報告書が提出されることとなっておりますが、認知した事案については、担当課において、その解決に向け学校に指導助言を行うこととしておりますことから、教育委員会会議等での報告等は行ってはおりません。本事案につきましては、当該学校において、関係生徒からの聞き取り等により得た情報から、いじめの認知には至っておりませんが、4月27日に開催した定例教育委員会会議において、重大事態として対処することや、第三者機関による調査を実施することについて意思決定をしたところでございます。

今後は、旭川市いじめ防止等対策委員会に調査報告を諮問して、答申を受けることとなっております。

○菅原委員 ということは、当初はやはりいじめとしての認識、判断をしなかった。しかし、その後、重大案件につき、4月27日に開催した定例教育委員会会議において、重大事態として対処することや、第三者機関による調査を実施することを決定したということでありませぬ。決定したということは、いじめという判断をされたということでしょうか、再度お聞きいたします。

○辻並学校教育部教育指導課長 いじめの重大事態の疑いがあるというふうに判断したものでございます。

○菅原委員 分かりました。

いじめの重大事態の疑いがあるということではありますが、西川市長は、過日の記者会見において、今回、文春オンラインの報道と市や市教委が認識している内容に大きな相違点があると発言されておりました。この認識の根拠となる書類というのは存在しているのでしょうか。あるいは、もし機関決定していないとすれば、認識の根拠はどこにあるのでしょうか。また、この後、相違点の事実などをどのようにして明らかにしていこうとしているのでしょうか。今申し上げた3点について、市教委はいわゆる一連のプロセスをどのように踏んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○品田学校教育部長 本事案に関わり、当該生徒や関係児童生徒が在籍をしていた学校が作成しました聞き取りの内容や指導の状況、警察と連携した内容等についての記録や、当該生徒の転校先の学校が作成しました当該生徒の状況や学校の対応等についての記録がありまして、これらを本事案に対するこれまでの教育委員会の認識の根拠としているものでございます。教育委員会では、各学校からの報告内容を整理した資料を作成しておりまして、これらの資料につきましては、全て旭川市いじめ防止等対策委員会に提供してまいりますので、その調査の中で事実関係等が明らかにされていくものと考えているところでございます。

○菅原委員 こういった残念な事案が起こってしまった。この事案に対して真摯に向き合っていくということであると思います。そういったことをしっかり踏まえて、解決に向けて調査等々していただきたいと、そんなふうに考えております。

ところで、最後の質問にしたいと思いますが、西川市長は今日は御出席ではありませんが、もちろんコロナのこともあり、大変多忙だということで、そういう認識をしておりますが、西川市長はこの件について、どのような考えを持っているのか、あるいはどのような対応をしようとしているのか。あるいは、教育長にどのような指示を、そして本事案の解決に至るまでの市長の決意、そういったものを伺っているのかどうか。もし、あるとすれば、ぜひ教育長にお聞きしたいと思います。

○黒蕨教育長 この事案に対しての市長のお考えということでございます。

本件につきましては、4月22日に総合教育会議を開催しております。その際に市長から、当該生徒の尊い命が失われたことを重く受け止めているということ、それから、今後の対応策として、第三者によるいじめ等に関する調査を念頭に、しっかりと事実関係を明らかにしてほしいというお話を受けております。また、4月27日に開催をいたしました教育委員会会議において、第三者による調査を決定した際に、市長にその旨を報告しております。その際に、市長からは、本事案の調査の実施に当たり、調査の進捗状況などについて適宜報告を受けたい。当該生徒の保護者の意向を十分に尊重しながら進めていただきたい。市民をはじめ、多くの皆様に心配をかけていることなどから、スピード感を持って調査に当たっていただきたい。調査結果については、教育委員会や学校が真摯に受け止め、いじめの根絶に向け、対策に十分に生かしていただきたいというお話を受けております。調査に対する市長の強い思い、考えをしっかりと踏まえまして、今後、教育委員会が主体となって調査を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○菅原委員 以上で、私の質疑を終わらせていただきますが、実のところ、まだまだたくさん質問したいことはございます。あとは、この後の3名の委員の方にお任せしたいと思いますが、私はこの件で、いじめがあったのかなかったのか、そういったことを含めて、やはり大事なことは、市教委としてどういった流れ、どういったプロセスを踏んできたか、そこは非常に大事な部分だと思っております。一番最初に申し上げたとおり、調査資料はちゃんとあるんですか。報告書はちゃんと取ってあるんですか。指示、指導はしたんですか。そういったごく簡単なことができていないと、やはり市民に対しても裏切りになり、疑いを持たれる、そういうことではないかと思っております。これから第三者委員会を立ち上げていく中で、そういったことがどんどん解明されていくと思いますが、解明していく中で出される資料の中に、もし皆さんに見せてもいいよと、そういった資料があれば、ぜひ開示していただければと、そんなふうに考えております。いずれにしても、これから少し時間がかかる中で解決策ということではありますが、また、一生懸命頑張って、解決に向けていていただければと、そんなふうに思います。

以上で終わらせていただきます。

○林委員長 質疑者の交代をお願いいたします。

御質疑願います。

高花委員。

○高花委員 先日来、一部報道で、旭川市内の中学生が公園内で凍死した事故について、いじめがあったと取り上げられています。亡くなられた当該生徒に心より御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様には、衷心より哀悼の意を表するものでございます。なぜ、当該生徒を助けてあげられなかったのか。もっと前に痛みを感じて、助けることができなかったのか。残念であり、悔しい気持ちでたまりません。このような痛ましい事故は二度とあってはなりません。徹底して、事実の解明をすべきであり、学校現場や市教委がどのように関わったのか、検証することが必要と感じます。

そこで、何点か伺います。初めに、基本的なことではございますが、いじめの概念について、教育委員会の考えを伺います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめにつきましては、国は、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為により、当該児童生徒が心身

の苦痛を感じているものと定義しており、教育委員会におきましても、平成31年2月に作成した旭川市いじめ防止等基本方針において、国と同様の定義をしております。

○高花委員 本市の児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめに該当されるという認識であると受け止めてよろしいですか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめの理解に当たっては、何よりいじめを受けた側の心情に寄り添って判断することが重要であると認識しており、一定の人的関係にある他の児童等が行う行為により心身の苦痛を感じているものにつきましては、いじめに該当するものと考えております。

○高花委員 では、このたびの当該生徒もいじめの被害に遭ったと認識することになりますが、そう理解してよろしいですか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案につきましては、把握した事実関係や、その中で得た事実発生の経緯、生徒同士の関係性等に関する情報から判断した結果、いじめと認知するまでには至らなかったと報告を受けており、市教委といたしましても、関係機関と情報交換をするなどして事実関係を精査した結果、いじめと判断するまでには至らなかったところであります。

○高花委員 そこが不思議でならないところであります。いじめがあったのかどうかというのは、これからの第三者委員会ではっきりしていくことだと思います。今回の事案がいじめの定義に入らない、それが、皆さんが疑問に思っているところではないかと感じているわけです。今の御答弁で、果たして市民が納得するでしょうか。私は矛盾を感じているのではないかというふうに思います。もう一度、今回の当該生徒のことを頭に浮かべながら、教育委員会に御答弁をお願いいたします。

○辻並学校教育部教育指導課長 当時の教育委員会の認識についての改めての質問がございましたが、その当時に各学校から報告のあった内容ですとか、あるいは関係機関等から得た情報を基に、教育委員会としてもいじめの認知には至らなかったところでありますが、現段階におきましても、再度、第三者による調査において我々の持っている資料等を全て提供する中で、そのことを明らかにしてまいりたいと思いますし、そこで得た結果等については、私たちのこれからの取組に生かしてまいりたいと考えてございます。

○高花委員 では次に行きます。

当該生徒の平成31年4月の入学後から6月までの3か月の間に、当該生徒、保護者から学校に対して何らかの相談があったのではないのでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該生徒が在籍した学校からは、当該生徒の入学から6月までの間に、家庭訪問週間など、学校の教職員が当該生徒や保護者と学習に関する事など、何らかの話をする機会があったと聞いておりますが、いじめの相談があったかについては、第三者による調査の中で明らかになっていくものと考えております。

○高花委員 機会はある、相談はあった。ただ、それがいじめの相談かどうかは、今は言えないと。第三者委員会ではっきりしていくことだというような御答弁だったと思います。

その後、令和元年6月に当該生徒が川に入るといふ事案が発生いたしました。なぜ、このようなことになったのか。教育委員会は、学校からこの事案に対しどのような報告を受け、どのような対応を行ったのでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案に関しては、当該生徒が在籍した中学校から、発生日時や場所、発生時の状況や学校の対応などについて第一報を受け、その後も、関係生徒が在籍する中

学校2校及び小学校1校から、児童生徒から聞き取ったこと、事案発生の経緯や内容、指導の状況などについて報告を受けております。

教育委員会の対応につきましては、当該生徒及びその保護者に対する支援、関係児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言などについて、各学校に対し指導助言を行ってまいりました。また、当該生徒の保護者に対する相談対応を行い、当該生徒が転校後に安心して学校生活を送ることができるよう、転校先の学校との連絡、調整を行うとともに、警察の対応状況の確認など、警察との連携を行ってまいりました。

○高花委員 それぞれ中学校2校、小学校1校、一連の対応をしてきた、その中で、指導助言も教育委員会としてはしてきたということだったと思います。先ほどの質問とかぶるかもしれませんが、こうした事案が発生しているにもかかわらず、当該学校がいじめを認知しなかった理由、皆さんが納得する理由はありますか。お伺いしたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該学校におきましては、事案発生後すぐに、当該生徒及び関係生徒から聞き取りを行うとともに、警察の対応状況等についても確認しております。その中で得た事案発生の経緯や、生徒同士の関係性等に関する情報から判断したところ、いじめと認知するまでには至らなかったというふうに当該学校から報告を受けております。いじめの認知も含めました当該学校の対応につきましては、今後行われます第三者による調査において扱われるものと考えており、教育委員会といたしましてもその結果を受け止めてまいります。

○高花委員 そこで、本市には旭川市いじめ防止基本方針というのがあります。今回、私、改めてこの基本方針を読ませていただきました。そのはじめにの中に、

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どものみならず、子どもを育む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑きょうな行為である」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。

と、この文言から始まっているのが旭川市いじめ防止基本方針です。先ほど、いじめの定義について伺いましたが、国のいじめ防止対策推進法の第2条を本市もいじめの定義とされていることが分かりました。その定義の中には、インターネットを通じて行われるものを含むともあります。このたびの事案は、いじめの定義に当てはまると思われる中、なぜいじめと認知するまでには至らなかったと学校側は判断されたのか、強く疑問を感じています。学校から報告を受けた教育委員会は、いじめと認知するよう指導すべきだったと考えますが、指導されましたか。

○辻並学校教育部教育指導課長 当時、当該学校からは、いじめと認知したとの報告は受けてはいないところですが、一連の事案の解決に向けまして、いじめの疑いがあることも考慮し、本市の基本方針に基づくいじめの対応に沿った形で、当該生徒の心のケアや保護者への説明、関係児童生徒への指導や保護者に対する家庭での指導の要請など、各学校への指導助言を行ってまいりました。いじめの認知を含めた教育委員会の対応につきましては、今後行われる第三者による調査において扱われまして、その結果を受け止めてまいりたいと考えております。

○高花委員 この旭川市いじめ防止基本方針は、平成31年2月に策定されました。その2か月後

に、当該生徒が中学校に入学されました。策定から4か月後に川へ入りました。基本方針のいじめを理解するに当たってという項目がありますが、その中で、「インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。」とあるんです。本人が苦痛を感じていなくても、旭川市はいじめと同様に対応すると、この基本方針で言われています。さらに、こうも載っています。「日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。」とまで細かく、いじめの理解として基本方針に載せられています。教育委員会は、本当にいじめがなかったかどうか確認するよう当該学校側に働きかけたのでしょうか。このときにいじめと理解して対処していれば、尊い命が失われることはなかったのではないかと思います。

もう一度伺いますが、学校側からの報告だけではなく、教育委員会はきちんと精査した上で、いじめと認定しなかったのか、部長に伺います。

○品田学校教育部長 いじめの理解に当たりましては、委員が御指摘のとおり、被害を受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえて判断することが重要であり、何より、当該の行為が継続しないように迅速に対処すること、聞き取り等により事実関係の確認を行い、いじめを受けた児童生徒及び保護者に事実関係を伝えること、いじめを行った児童生徒への指導を行い、謝罪の気持ちを醸成させること、いじめを行った児童生徒の保護者への助言を行うことなど、しっかりとした対応を行うことが必要であります。本事案につきましては、令和元年6月に当該生徒が川に入った翌日、当該生徒の保護者から学校に相談があったことから、警察と連携を図りながら、聞き取り等による事実関係の確認、当該生徒の心のケアや保護者への説明、関係児童生徒への指導や保護者に対する家庭での指導の要請、また、当該生徒の保護者への謝罪の場の設定など、事案の解決に向け適切な対応がなされるよう状況を把握しながら、各学校へ指導助言を行ってきたところでございますし、この間、当該生徒の保護者からも直接お話をお伺いしながら対処してきたところでございます。

繰り返しになりますけれども、いじめの認知を含めた学校や教育委員会の対応につきましては、今後行われます第三者による調査において扱われるものと考えておりました、その結果は受け止めてまいりたいと考えているところでございます。

○高花委員 そこで、私が1点、個人的に気になっていることがございます。当時の当該学校の校長は、市教委の元管理職でした。いわゆる、担当する教育指導課の職員にとって元上司なわけです。そのため、学校がいじめの認知に至らなかった際の教育委員会の指導に、元上司と部下という関係等も含めて影響があったのではないかと推測してしまうのですが、いかがですか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案に関する教育委員会の指導において、当該学校の当時の校長の経歴が影響したということではなく、教育委員会では、必要な指導助言を行ったところです。

○高花委員 影響はなかったということですね。それでは、影響はなく、指導助言をしてきたと、今、御答弁がありましたけれども、教育委員会の指導助言は、当該学校で生かされたとお感じですか。もし思うところがあれば、どの部分が教育委員会の指導助言が生かされたとお感じになりますか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 教育委員会といたしましては、当該生徒の保護者の意向を直接伺い、当該生徒の保護者の意向を踏まえ各学校に対し、同様の形での謝罪の場を設定するよう指導

助言を行い、関係する全ての学校において謝罪の場が設定されたところでもあります。

○高花委員 教育委員会の指導助言によって謝罪の場が設けられたということが、今回分かりました。

次の質問に行きます。本事案について、西川市長は、いつ知ったのでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案につきましては、令和元年9月に月刊誌において取り上げられた際に、記事の内容について状況を説明したところです。

○高花委員 なぜ、川へ入った6月のときに報告しなかったのでしょうか。なぜ9月だったのか。9月に報告した際、市長からはどのようなお話がありましたか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 6月の段階では、事案への対処を行うため、学校への指導助言等の対処を行っていたことから、市長への報告はしていなかったところでもあります。9月に報告した際には、既に当該生徒は転校し、また、当該生徒の保護者と関係児童生徒及びその保護者との話し合いの場が設けられていた状況であり、市長からは、当該生徒に配慮して適切に対応するよう話があったところです。

○高花委員 6月の段階では市長に報告できなかったのは、ただいまの御答弁を伺うと、学校への指導助言等の対応を行っていて忙しかったから、市長への報告はできなかったとも受け止められるような答弁だったように思います。本市の児童生徒が川へ入ったということを、現場の対応で忙しいから、市長には報告をせず、一部メディアで報道された9月に報告をしたというようなことでないのでしょうか。なぜ6月に、市長に報告できなかったのでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 6月の段階におきましては、市長には報告をしておりません。それは、忙しかったというこちらの状況が理由ではなくて、この事案については、通常の対応として、担当課において学校への指導助言を行う事案であると判断し、市長への報告は行っていなかったところでございます。

○高花委員 忙しかったということではなかったと。まだ、市長に報告するまでの事案ではなかったという判断ということですね。それがここまで大きくなるとは、当然、そのときは市教委も思わなかったと思います。この6月から9月までの3か月の間、もしかしたら、報道がなければ表に出なかったかもしれない。ここまでの騒ぎがなければ、市長への報告もなかったかもしれない。こういった一つ一つが、どれだけ市民に不信感を与えているか、教育委員会の皆さんはお分かりですか。

○黒蕨教育長 市長への報告の時点につきましては、6月の時点ということとはございませんでしたが、9月の時点では御報告をさせていただいています。また、当該生徒が転校後に行方不明になられたときにも、この事案については市長に御報告をさせていただき、また、亡くなられて発見されたということについても御報告をさせていただいております。その事案の性質によって、やはり我々は、必要に応じて市長のほうには御報告はしております。ただ、今この時点において、委員がおっしゃっているようなことも十分受け止めながら、また、今後の対応に当たってまいりたいというふうに思います。

○高花委員 事案に大きいも小さいもありません。本市の大事な児童生徒が川へ入ったということトップである市長に報告しない。私は、その教育委員会の考え、非常に憤りを感じている状況でございます。もっと早く手を打てたことがあったかもしれないんですね。小さい芽のうちに摘んでおかなければ、大きくなってしまいうことを十分皆さんもお分かりだったと思います。

では、9月に市長に報告した際、市長からどのような指示があり、そして教育委員会はどのように適切に対応されたのか伺います。また、市長に報告したのと同時期に、北海道教育委員会からも指導があったとされていますが、道教委からどのような内容の指導があったのか、そして、その指導を受けてどう対応されたのか、併せて伺います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該生徒が転校先の学校において安心して学校生活を送ることができるよう、学級担任を中心とした組織的な支援体制の下、日常の声かけに努めるとともに、個別に教育相談や、欠席した際には、保護者と連携し当該生徒の体調に配慮しながら、学級担任が家庭訪問、電話により体調や家庭での様子を把握し、学習支援などを行うことなどについて学校への指導助言を行っております。また、北海道教育委員会においては、事実関係の把握や、いじめを認知した場合の対応などについて口頭で指導を行ったということですが、当時、既に当該生徒の保護者及びその代理人と、関係する学校の児童生徒とその保護者の間で話し合いが行われ、一定程度の区切りがついていたこと、また、その旨を北海道教育委員会に対しても報告していたことから、市教委としては、詳細な事実確認をするという内容の指導助言とは受け止めていなかったところであり、当該生徒とその保護者への支援を重点的に行ったところでもあります。

○高花委員 最後、すごい答弁が早かったんですね。聞き取れなかった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。もうちょっとゆっくりと御答弁されたほうがいいと思いますし、今、北海道教育委員会のことを聞きましたので、結構大事なんですけど、早過ぎてよく分かりませんでした。北海道教育委員会からどのような指導があって、対応したのかということについて、もう一度ゆっくり御答弁いただけますか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 申し訳ありません。北海道教育委員会においては、事実関係の把握や、いじめを認知した場合の対応などについて口頭で指導を行ったということなんですけれども、当時、我々としては、詳細な事実確認をするというような内容の指導助言としては受け止めていなかったところであったということでございます。

○高花委員 北海道教育委員会から指導があったときには、市教委としても、学校としても、様々な対応をして、しかも、その結果を道教委に報告をしていたということですね、分かりやすく言えば。うんうんとうなずいていますけど、いかがですか。

○辻並学校教育部教育指導課長 北海道教育委員会に報告をした際に、指導助言をいただくこともありましたので、それを踏まえて対応してきたものと考えております。

○高花委員 すごい勢いで最初に答弁された中には、指導助言を受けたという思いはなかったような内容の答弁があったと思います。間違いありませんか。

○辻並学校教育部教育指導課長 先ほどの、北海道教育委員会から旭川市教育委員会に対する詳細な事実確認をするよう指導があったという部分に関しましては、そういった内容の指導助言であったとは私どもとしては受け止めていなかったところでありまして、当該生徒とその保護者への支援を重点に行っていたところでございます。

○高花委員 つまり、文書の通達でもないし、北海道教育委員会から口頭でお話があった詳細な事案の確認、事実確認をするということは、既に皆さん市教委側はもうやっていたと。だから、なおさら指導されたとは思っていないということですね。そういう認識でよろしいですか。

○辻並学校教育部教育指導課長 繰り返しになりますが、9月に入りまして、もう既に当該生徒の

保護者及びその代理人と、関係する学校の児童生徒とその保護者の間で話し合いが行われておりまして、私どもとしては、この事案に関して、一定程度の区切りがついていたと、そういう認識でございましたので、改めて事実関係を精査するという段階にはございませんでした。

○高花委員 北海道教育委員会から口頭でお話があったときには、自分たちは既に進めていたということですね。

少し気になるところがあります。今週11日、道議会の文教委員会での質疑がありました。そこで北海道教育委員会は、自殺未遂事件という言葉や、川へ飛び込むという言葉を使いました。でも市教委は使っておりません。北海道教育委員会がなぜこのようなお言葉を使うのか、皆さんは違和感を覚えませんでしたか。それに対して市教委は、道教委に何も言わないのでしょうか。私は疑問であります。その認識の差は何なのか、改めて伺いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 北海道教育委員会におきまして、この案件について、自殺未遂事件、川へ飛び込むといった扱いをしているというふうに今お聞きしたところですけれども、私どもとしては、当時、そのような案件としては受け止めていなかった部分もありますが、今後、内容に関わることでありますので、そのことにつきましては、第三者による調査の中で改めて検証していただきたいというふうに考えてございます。

○高花委員 北海道の教育委員会と旭川市の教育委員会に、同じ一つの事案で認識の差がある。同じ議会で、片や道議会、こちらは市議会、同じ事案についての質疑があった中で、同じ内容を聞いているにもかかわらず、答弁のお言葉一つ一つ、どんな影響を受けるかということを考えれば、皆さんは、道教委がなぜその言葉を使ったのか、何か道教委側が確証たるものを持っているのか、気になりませんか。私は気になるんですが。気にならないなら気にならないと言っていたでもいいですし、知らなかったなら知らなかったでもいいです。いかがですか。

○辻並学校教育部教育指導課長 私どもがこの案件に関わって説明している川に入るという表現の仕方や、北海道教育委員会のほうでこの案件について呼んでいる案件の名称の違いにつきましては、違うという認識はあるものの、その違いがどこから生じているのかということについては、まだ確認をしていないところでございます。

○高花委員 共通認識に立っていただかなければ困ります。そういうところは敏感に受け止めて対応していただきたいというふうに、ここは指摘させていただきたいと思います。

次の質問に行きます。関係児童生徒に聞き取り調査を行った、また謝罪の場を設けたという先ほどの御答弁がございました。当該学校が、当該生徒の保護者から、聞き取り調査の内容について開示請求をされたけれども、当該学校はその開示請求に応じなかったと聞いております。なぜ、応じることができなかったのか、お聞かせください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該学校は、当該生徒の保護者に対して、関係生徒から聞き取り、把握した内容などについて、口頭で説明を行っておりますが、文書の開示請求に対しては、聞き取りの内容は教育的な指導の一環として関係生徒の保護者の了解の下で行っていた情報であり、訴訟等の教育的な指導以外の目的で活用されるとの懸念などから、開示できないと回答したと承知しております。

○高花委員 学校側は保護者に、文書ではなく口頭でお話をしたということでもあります。さきほどの市教委と道教委のように、片や相手は指導したけれども、こちらは指導を受けてなかったという

認識、このように、聞いている聞いていない、言った言わない、こういったことが口頭だけでは不確かなものだと想像できますよね。だから、文書で求められたんだと思います。被害者側の心情を考えれば、文書で求めるのは当然ではないでしょうか。当然、真実を知りたいと思うのが、私は当たり前だと思います。そこに寄り添って、どうして開示することができなかったのか。先ほどの答弁の中で、訴訟等の教育的な指導以外の目的で活用されるとの懸念などから開示しなかったと承知しているという答弁でした。いわゆる、裁判に使われる可能性があるから開示できないと言ったようなものです。なぜ、訴訟されると思われたのでしょうか。

○末木学校教育委員会教育指導課主幹 開示請求の文書から、そう判断したものと承知しております。教育委員会といたしましても、個人情報保護や教育的な指導の観点からも開示できなかったものと考えているところです。しかしながら、今後実施されますいじめ防止等対策委員会による調査の際には、全ての資料を提供する考えでございます。

○高花委員 当然、第三者委員会では開示していただければ困りますので、そこはきちんと開示してほしいというふうに思っております。今後、もし開示請求があったときに、訴訟では使わないと保護者が言った場合は開示されますか。

○辻並学校教育委員会教育指導課長 そのときの開示請求の目的等をしっかり確認させていただいた上で、関係課とも連携しながら、その判断をしてまいりたいと考えております。

○高花委員 聞き取り調査にはいろんな内容があったと思います。聞いた生徒の個人情報を守ることでも大事だということもあります。常に、市教委は全体観に立ってお考えだと思いますが、どうも偏っているところもあるのではないかとこのところが見受けられるため、ちょっと突っ込んで聞かせていただきました。

また、当該学校では、今年の4月末に保護者説明会を開催しておりますね。そこに教育委員会の皆様は参加していないとお聞きしました。ここは、教育委員会の皆様、一人でもよろしいですので参加すべきだったと考えますが、なぜ参加されなかったのでしょうか。

○辻並学校教育委員会教育指導課長 当該学校で行われた保護者説明会につきましては、本事案の内容を説明するものではなく、現在在籍している生徒及びその保護者の不安を解消し、安心して学校生活を送ることができるようにするという趣旨の下、心のケアや登下校時の安全確保等について、今後の学校の取組を説明するため、校長の判断により開催されたものでございます。教育委員会といたしましては、本説明会の開催に向けた学校からの相談に対しまして助言を行うとともに、学校へのスクールカウンセラーの派遣等の準備を行っておりますが、本説明会の趣旨や、学校が主体となり開催されたものであることなどから、教育委員会の職員は参加しなかったところでございます。

○高花委員 学校が主体で開催したから、教育委員会は参加しなかったとおかしいと思いませんか。本当に事実、そのときの雰囲気、保護者の声を聞く姿勢があれば、私は、この保護者説明会というものに教育委員会は参加すべきだったと思っております。例えば、この案件じゃなくても、この市内、小学校、中学校で、いろんな形で保護者説明会が開かれております。そこには、恐らく教育委員会はほとんど一度も参加したことがないんじゃないですか。そういう習わしになっているんじゃないですか。だから、当たり前のように、学校が開催しているから我々は行く必要がないと。行く気もなかったと受け止められるような、そういう風潮になっているんじゃないですか。学校から呼ばれば行くかもしれない。呼ばれない限り行かない。この保護者説明会は、教育委員会が行

くべきだったんじゃないですか。もう一度伺いたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 先ほど申し上げましたように、今回、この説明会の趣旨でありますとか、学校の判断の下、行われたものであることから、今回は教育委員会の職員は参加しなかったところではありますが、保護者の方々の不安を解消するために、そういう場面が必要であるということであるならば、そういったこともさらに検討いたしまして、保護者への不安の解消等に努めてまいりたいと考えております。

○高花委員 子どもたちにとって、教育委員会は一体何のためにあるのか。最後のとりでと思っている保護者もたくさんいらっしゃいます。その方たちの声を聞く場が設けられたにもかかわらず、行かない姿勢が、私は我慢ができないんですね。学校からお誘いがなかったとしても、行かせてくださいと言うべきだというぐらいの今回の事案じゃなかったんですか。そもそも教育委員会には、学校で行う保護者説明会に行く気がないという感じがしてなりません。どこが主体の開催であろうと、私は教育委員会は参加するべきだったと指摘させていただきます。

次に、第三者による調査が行われますけれども、その経緯と、また、旭川市教育委員会として過去にこうした調査が行われたことはあったのでしょうか、お伺いします。

○辻並学校教育部教育指導課長 調査が行われるようになった経緯につきましては、本事案について、教育委員会で把握していた内容と報道の内容に相違が見られ、また、把握していない内容も含まれていたことから、当該生徒がいじめにより重大な被害を受けた疑いが生じたところであり、そうしたことから、第三者による調査を実施することを決定したところであります。

なお、本市におきましては、本事案が初めての重大事態の調査になります。

○高花委員 要するに、今回、市教委にとっては初めての第三者による調査委員会であるということですね。いろいろ手探り状態でもあるかもしれませんが、この第三者による調査委員会についてお伺いしたいんですが、委員はどのように選出されますか。国のガイドラインもありますけれども、お伺いしたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 委員の選出につきましては、文部科学省のガイドラインにおきまして、公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行うことができるよう構成することとされており、専門的知識及び経験を有する者であり、本事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係を有しない第三者を推薦していただくよう旭川弁護士会などの職能団体や大学等に依頼をしております。また、職能団体などから推薦された方につきましては、当該生徒の保護者に確認していただいた上で、調査に当たる委員として決定する予定となっております。

○高花委員 平成23年に大津市で発生したいじめ事案に対しまして、大津市の市長部局が調査のため設置した第三者調査委員会においては、被害者側の推薦する人が委員に入っております。旭川市の調査におきましても、公平性、中立性が担保されるのであれば、被害者側の推薦する人を入れるべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○品田学校教育部長 調査委員会の人選につきましては、当該生徒の保護者に対し、職能団体からの推薦を受けて選出した者であることなど、公平性、それから中立性が担保されていることを説明するとともに、当該生徒の保護者の意向も確認をしながら進めてまいりたいと考えております。また、推薦依頼を行います職能団体に対しましても、その旨、お伝えをしているところでございます。

○高花委員 そこはしっかりと、当該生徒の保護者が納得できるように進めていただきたいと思

います。

では、市教委にとって初めて開かれる第三者による調査委員会、より早い調査の実施が必要と思いますが、調査のスケジュールについてはどのようになっていますか。

○品田学校教育部長 当該生徒が亡くなられたことの重大性に鑑みまして、また、社会的影響が大きい事案でありますことから、迅速に調査を実施することが必要であると考えております。第1回の会議を5月中に開催できるよう準備を進めているところでありますが、事実関係の究明や、同種の事態の発生防止に向けた提言等につきましては、慎重な調査、分析が必要でございまして、一定の時間を要するものと考えております。教育委員会といたしましては、調査結果の説明、公表については、現段階では11月末を目途としておりますが、今後、調査の対象や内容、スケジュールの具体については、対策委員会で検討されることとなりますため、その判断や保護者の意向も十分に踏まえまして、対応していく必要があるものと考えているところでございます。

○高花委員 進行状況によっては、早まることもあれば延びることもあるというふうに思います。ただ、何か焦った気持ちだったり、そういうことのないように、しっかりと調査していただきたいということをお伝えしたいと思います。

本事案について、当該学校の保護者をはじめ、市民は今、旭川市教育委員会に不信と不安を持っている方が多いと思われまます。再発防止も含めて、今後の教育委員会の対応をどのように行っていくのか、教育長の見解を伺います。

○黒蕨教育長 本事案につきましては、いじめに関する重大事態と捉えまして、第三者の専門家で構成する旭川市いじめ防止等対策委員会において、調査を実施することといたしております。このことにつきましては、市民の皆様をはじめ、多くの皆様方に多大な心配をおかけし、また社会的にも大きな影響を及ぼしており、大変申し訳なく思っております。対策委員会において早急に事実関係を調査し、全容を解明していく必要があるものと考えております。そのため、教育委員会といたしましては、文部科学省、北海道教育委員会の御指導や御助言、また、関係団体の御理解と御協力をいただき、1人の尊い命が失われたことを重く受け止め、調査に取り組んでいく所存であります。調査に当たりましては、当該生徒の保護者の意向を真摯に伺いながら、できるだけ早期に委員を選任し、調査の方針や方法などを決めていただき、客観的、専門的な立場から調査を実施し、報告書をまとめていただきたいというふうに考えております。調査の中では、学校はもとより、教育委員会の対応につきましても検証していただき、事実関係の解明と併せまして、いじめの根絶に向けた今後の対策にその結果を生かしていく決意であります。どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

○高花委員 最後に、指摘をさせていただきたいと思います。

旭川市は、今年の第1回定例会で、児童相談所の設置に向けての予算を議会で可決したばかりです。虐待なども含めて、子どもたちの命を本当に守ることができるのかと、このたびの対応に鑑みると、とても不安です。市教委においては、道教委と誤解のないように意思疎通を図りながら、きちんと連携を取っていただいて、必要な情報開示もしっかり行っていただきたいと思います。あわせて、子どもたちや保護者から市教委に様々な声が届いてくると思います。その声が届いたときには、子どもたちの命を守れるように、人権を守れるようにしていただきたいと思います。そして、もしこのような事案があったときには、誠意を持って、被害者の方に寄り添った対応を忘れずに、今後、しっかりと検証して行っていただきたいと思います。もし、学校や市教委の中に、事なかれ

主義が潜むのであれば、徹底して排除するとともに、今後、体制、進め方も改善していただきたいと強く指摘いたします。いじめ防止等対策委員会が公平で中立に、そして迅速に推進できること、また、みんなの納得できる調査結果となることを願います。今後、子どもたち、保護者から信頼できる学校となるよう、また、教育委員会となるよう、市教委をはじめ、事案に関わる方たちは、襟を正して、全力で取り組むことを強く求めて、私の質疑を終わります。

○林委員長 ここで、暫時休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

○林委員長 再開いたします。

御質疑願います。

能登谷委員。

○能登谷委員 質疑に当たりまして、亡くなられた当時中学2年生の女子生徒に、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。また、遺族の皆様にも哀悼の意を表したいと思います。

いじめの問題は大変深刻な人権侵害であると思います。相手に恥辱や恐怖を与えて思いどおりに支配しようとするというものであって、時に、子どもを死に追いやるところまで追い詰めてしまいます。多くのいじめ被害者は、その後の人生を変えられてしまうような大きな痛手を、心に傷として負ってしまいます。いじめは、いかなる形であっても許されない人権侵害であって、暴力だという立場で考えなければならないと思います。憲法や子どもの権利条約の精神を踏まえて、社会全体の問題として重視し、解決のために力を尽くさなければならない、その立場で質疑をさせていただきたいと思います。

また、質疑に当たって、当該校などの保護者の皆さんからもたくさんお話を聞かせていただきましたし、それから、保護者説明会の後に要望書という形で、教育委員会にも皆さんのお気持ちを伝えるということもさせていただきましたので、そのことにも感謝申し上げながら、この場での質疑をさせていただきたいと思います。

それではまず、いじめの認定と対応について伺っていききたいと思います。3人目になりましたので、少しかぶるところもありますが、事実経過として確認しなければならないこともありますので、少しダブってもお許しいただきたいと思います。

まず、いじめ発生時の対応についてなんですが、2019年4月から、母親が担任に、子どもがいじめられている、調べてくださいと訴えているという一部報道がありました。その時点で、いじめに対する組織的な対応、それから学校いじめ防止基本方針や法や条例に基づく対応はされたのかどうか、それを確認したいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該学校では、本市の他の小中学校と同様に、学校いじめ防止基本方針に基づき、6月にはいじめの有無、いじめの対応、相談相手等についての全校生徒を対象としたアンケート調査や、個別の教育相談を実施するなど、組織的にいじめの防止や早期発見等に向けた取組を進めておりましたが、この件についての特段の対応は行っていなかったところ です。

○能登谷委員 特段対応がなかったということです。

それで、川に飛び込んだ時点、2019年6月ですが、一部では自殺を図ったのではないかと

われています。道教委との違いも先ほど鮮明になりましたけれども、この時点で、いじめに対する組織的な対応、また学校いじめ防止基本方針や法や条例に基づく対応をされたのかどうか、それについても伺います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該生徒や関係児童生徒が在籍した学校は、令和元年6月の事案の発生後、児童生徒への聞き取りや、警察との連携の下、事実関係の把握に努めるとともに、当該生徒の心のケアや関係児童生徒への指導、当該生徒の保護者への説明及び関係児童生徒の保護者への指導の要請等を行いました。その後、関係する中学校や当該生徒が在籍した中学校において、当該生徒の保護者が、代理人である弁護士の同席の下、関係児童生徒や保護者からの謝罪など、話し合いを行う場を設定しております。本事案につきましては、当該学校においてはいじめの認知には至らなかったものの、組織的に、当該生徒及び保護者への支援や、関係児童生徒及び保護者への指導助言、関係機関への相談など、いじめ防止基本方針に準じ、いじめ発生時と同様の対応を行っていたものと考えております。

○能登谷委員 いじめとは認知してなくても、このような対応をしたということなのですが、今も答弁もありましたし、今日配付の資料にもありますけれども、2019年6月に警察との連携と書かれております。そして、当該生徒と生徒の保護者への対応も記されているということになっております。

それでお聞きしたいのは、当該校のA中学校の周辺にあるB小学校、AとかBで申し訳ないんですが、当時、その小学校に通わせていた保護者の方にもお話を伺いました。2019年8月に警察の方が訪ねてきて、近くの中学校で厄介な性被害、とんでもない事件があり、B小学校も巻き込まれていないか注意深く見守ってほしいと言っていたということです。また、同じ時期に、B小学校の校長も携帯やネット、性被害が心配だということも言っていました。その当時、A中学校のことはうわさになったんですが、この方はぴんとこなかったと。それが、今になってようやく分かったということをおっしゃってございました。警察と連携し、母親からいじめの調査を求められている経過で見ても、しかも、いじめとは認定していなくても同様の調査をしたという経過をたどっても、容易にいじめと判断できると考えられますが、それでも市教委はいじめと判断できなかったのでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 教育委員会といたしましては、本事案は警察とも連携し対応することが必要であったことから、学校の事案発生の報告を受け、直ちに警察との連携を開始するとともに、各学校における対応状況を把握しながら指導助言等を行い、当該生徒とその保護者への支援に努めていたところでありまして、最終的にはいじめの認知には至っていないというところでございます。

○能登谷委員 動くことは動いたけれども、いじめだとは思わなかったということですね。

それから、道教委への報告の時点での対応についても伺います。2019年9月10日、市教委から道教委に、女子生徒の件について報告がありました。道教委がいじめの疑いがあるとして、市教委に対し、速やかに詳細な事実関係を把握するとともに、いじめと認知した場合は、学校での組織的対応や被害生徒の保護者の心情に配慮した対応を行うよう指導助言したと報道されています。これは、道議会での答弁の内容だと思うんですが、この内容に間違いはないでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 北海道教育委員会におきましては、事実関係の把握や、いじめ

を認知した場合の対応などについて口頭で指導したとのことですが、当時、既に当該生徒の保護者及びその代理人と、関係する学校の児童生徒とその保護者の間で話し合いが行われ、一定程度の区切りがついていたこと、また、その旨を北海道教育委員会に対しても報告していたことから、市教委といたしましては、詳細な事実確認をするという内容の指導助言とは受け止めていなかったところでありまして、当該生徒とその保護者への支援を重点的に行ったところでございます。

○能登谷委員 これは、先ほどの質疑の中でもあって、食い違っているということが鮮明になっていると思うんですが、これは5月1日の北海道議会文教委員会の答弁なんですよ。その辺で誰かが何か言ったんじゃないかと、議会答弁として正式におっしゃっているということだと思うんですが、それと併せて聞いておきたいのは、一部報道では、市教委が道教委に報告した文書や資料がないかのように書かれています。それは本当なのかどうか。ないとすると深刻だと思うんですね。もしあるとしたら、どのような報告内容なのか、その存否も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 9月に旭川市教育委員会から北海道教育委員会に報告した際の文書は保存しておりまして、また、10月に北海道教育委員会から口頭で指導を受けた際、対応した担当課職員は、上司に口頭で報告しておりますが、その際のメモが残っているところです。

○能登谷委員 メモもあるということですので、この後、第三者委員会の中で、双方の違いは明らかにしていただきたいと思うんですよ。それにしても、時系列で詳細を聞いておかないと、なかなか分かりにくいと思うんですね。区切りがついて道に報告したということなんですが、区切りがついたのであれば、事前に経過を報告しておかなければ、つじつまが合わないと思うんですよ。報告もしているから、もう区切りがついているんだから、この時点で指導とか詳しく調べろと言われるのはおかしいよってということだと。だから、9月10日時点での区切りの報告に対して、新たに詳細な事実関係を把握しろ、組織的な対応をしろなどという指導助言、これがあるのは不自然だというのは当然だと思うんですよ。だとすると、本来の流れ、時系列はどうだったのか、道にはいつからどういう報告をしたり指導を受けていたのか、そこをお示しいただきたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 北海道教育委員会への報告につきましては、6月の時点では、この件について特段の対応は行っておりませんが、当該生徒の保護者及びその代理人と、関係する学校の児童生徒とその保護者の間で話し合いが行われ、一定程度の区切りがつく見通しとなったことから、令和元年9月に口頭での報告を行うとともに、その後、9月中に2度、事実経過と対応状況について、文書での報告を行っております。

○能登谷委員 6月の時点では報告がなかったということですね、川に飛び込んだという重大な事案でありながら。警察も動いて、自殺ではないかと捜査しながら、それでも報告はなかったということですよ。それから9月に何回か報告していると言っていますが、これもさっき言ったように、10日の時点での区切りと経過が合わないんじゃない。だとすると、9月に何回かあったのは、何日に何を言って、何日に何を言って、何日に何を言ったのか示さないと、道との不整合が分かりません、率直に言って。

○辻並学校教育部教育指導課長 今、答弁の中で、令和元年9月に口頭での報告を行ったというふうに申し上げたところですが、この報告につきましては、事案の経過ですとか、学校の当時の対応状況等について、その概要を口頭で報告させていただいたところでありまして。その後、9月に2度、それぞれの学校におきまして、保護者同士の代理人の同席の下での話し合いが行われるという一定の

区切りがつかしましたことから、その状況についても併せて文書で報告をさせていただいたところでございます。

○能登谷委員 そうすると、道教委はかみ合わない、あさっての指導をしたってことね。区切りがついて、大体報告が終わっているのに、これから調べろってことを言っているのね。そういうことだよ、今おっしゃっていることはね。重ねて聞きません。この後の第三者委員会でそれも含めて明らかにしていただければと思います。

それで、さきにも質疑がありましたが、道教委の答弁で、令和元年6月に発生した当該生徒の自殺未遂の事案という文言が使われていると。北海道は自殺未遂という認識で、市教委は川に飛び込んだという認識。なぜそこに認識の違いが出るのかということなんですが、私が思うのは、ウップツ川の橋から飛び込んだんじゃないかとか、どこから飛び込んだんだと、それぞれいろんな情報が出ていますよね。わざわざ丁寧に写真を撮ってくれた人もいて、どう見ても、橋から飛び込んでも橋にはフェンスがあります、1メートル以上の高さの。だから、滑ったり転んだり、間違っただこまでたどり着くことは難しいと思うんですよ。それから、堤防から行くのはもっと難しいです。堤防にもフェンスがあって、1メートルくらいのフェンスを乗り越えて、しかも土手が何段にもなっているんですよ。その何段もわざわざ転んで、転んで、間違っただこまで滑っていくということはありません、どう見ても、形状の上で。だから、意図して行かないと行けないんですよ、川にまで。そうだとすると、川に入るのは、川にただ飛び込んだということにならない。それも含めて、いじめの一環として何か起きていないと。自殺未遂だとまで言わないとしても、いじめがなければそこに追い込まれる必要がないと思うんですよ。その認識の違い、それがもともと市教委と道教委の違いにあるんじゃないですか。

○辻並学校教育部教育指導課長 川に入ったときの状況につきましては、私どもとしましては、当時、当該生徒はもとより、その場にいた関係児童生徒等から聞き取りを行いまして、把握している状況はございますが、それにつきましては、今後の第三者委員会での調査の内容に関わっていきますので、ここでは答弁を控えさせていただきたいと思いますが、道教委のそのときの認識が私どもと違う理由については、今後確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 道教委は警察の情報もあるでしょうから。いろんなことがうかがい知れたのかもしれないと思うんですね。

それで、早くからいじめではないか調査してくれというお母さんの訴えがあった。しかも警察も、性被害でとんでもない事件があったと捜査をしていた。道教委からも、前後はおかしいけれども、詳細な調査が求められていながら、なぜこれをいじめとは認定されなかったのでしょうか、重ねてお聞きします。

○辻並学校教育部教育指導課長 重ねて申し上げますが、当該学校では、事案発生後すぐに当該生徒及び関係生徒等から聞き取りを行うとともに、警察の対応状況についても確認をしております、事案発生の経緯や生徒同士の関係性等に関する情報から、いじめと認知するまでには至らなかったところでございます。

○能登谷委員 いじめではないんだということは、誰がどのように判断したんでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該学校におきましては、先ほど申し上げました児童生徒等からの聞き取りですとか、警察の対応状況について、管理職や関係する教職員によって情報を整理いた

しまして、最終的には校長が判断したところでございます。

○能登谷委員 幾ら学校長の権限が強くて、校長が判断したとしても、ここまで問題になっているんですから。教育委員会として、それは妥当だと判断したってことですか。そうであれば、その根拠をお示しいただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 教育委員会といたしましても、当時、各学校から情報をいただいておりますし、関係機関等とも情報交換するなどして、事実関係を精査した結果、当時、いじめと判断するまでには至らなかったところでございます。

○能登谷委員 これは複数校にまたがる問題だということも先ほどから分かっている、A中学校だけでは済まない問題だということも分かっていますよね。しかし、学校任せにしてきたということですよね。複数校にまたがるんだから、学校任せにできないんじゃないですか。どっかの学校が判断したらそれでよしではなくて、ほかも含めて調査しなければならない。だから、当時としては教育委員会が主導的に対応すべき内容だったのではないのでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 本事案に対する教育委員会の対応についてでございますが、各学校から児童生徒への指導や保護者への対応状況等について報告をいただくとともに、事案の解決に向けた今後の対応の在り方などについて、各学校への指導助言を行ってまいりました。

本事案につきましては、関係する学校が複数ございまして、小中学校が関わる事案でもありましたので、学校間の情報共有や、共通の対応方針に基づく取組が円滑に行われるよう、教育委員会としての対応に努めてきたところでございます。

○能登谷委員 当時としては、いじめではないという判断をしたということなんですが、今回は、現在この判断に問題があると。だから、今般の重大事態としての調査になったということで間違いないですか。

○辻並学校教育部教育指導課長 繰り返しの答弁でございますが、本事案につきましては、教育委員会が把握していた事実と、既に報道された内容に相違が見られ、当該生徒がいじめにより重大な被害を受けた疑いが生じたことから、重大事態として第三者機関である旭川市いじめ防止等対策委員会において調査を実施することとしたところです。

○能登谷委員 今の答弁ですと、教育委員会が把握していた事実と、既に報道された内容に相違があったということですね。じゃ、そのどの部分がどの報道と違うんですか。文春オンラインのことですか。これは、調査委員会を立ち上げる動機となる重大なことなので、しっかりと御説明いただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 今後の第三者による調査への影響を考慮し、具体的には申し上げることはできませんが、保護者と学校との関係性や、当該生徒と関係生徒との関係性といったことに相違があったところと認識してございます。

○能登谷委員 保護者と学校のことも違う、生徒間のことも違うということですよ。それから、第三者調査でやるから何でも言えないというのは、それは通るんだろうか。ちょっと疑問がありますね、今日ずっとそれをおっしゃっているけど。なぜかと言ったら、当時の判断は決裁済みでしょう。公的な判断をされたんですよ、教育委員会として。一旦判断したことですよ、公的に。それはこうこうこういう判断だったってことは、説明責任があるんじゃないですか。それを示した上で、今は違うと思うから、違う内容は言えないとしても、当時の判断のここここが違うから、だから

今回の調査に向かうんだということじゃないですか。そこが分からないんだったら、法律で言えば立法事実がないことになるから。調査委員会を立ち上げる皆さん方の根拠は何かを言えないで勝手に調査することになりますよ。それは、公的な責任を果たしたことになるんじゃないですか。

○辻並学校教育部教育指導課長 当時の判断と現在の判断の違いということではありますが、現時点においては、教育委員会としてもいじめの認知には至っていないところですが、我々の当時の認識等も含めまして、そこにもしかしたら間違いがあったかもしれないということも前提といたしまして、そのことにつきましても、第三者による調査の中で検証していただき、そのことを受け止めてまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 だから、間違いがあったかもしれないと認めているのは、今となってはもう仕方ないと思うんですね。ただ、そのどの部分かぐらいはね、具体的な詳細まで分からなくたって、言えるんじゃないですか。それに、月刊誌のメディアあさひかわ、2019年の10月号、実際には9月15日発売ですが、ここにその内容はほとんど出ているんじゃないですか。今般、文春オンラインでこれだけいろいろ報道されて、いろんなことがありました。確かに、最後、お亡くなりになったことまでは当時はもちろん分かりませんが、2019年6月の飛び込んで自殺を凶ただろうと思われる事件がやっぱりきっかけになっている。それについて、9月に報道されているわけなんですよ。だとすれば、その中にはもう既に、女子生徒の不適切な写真や動画が撮影されていること、動画やデータをSNSで拡散したこと、そしてそのことによって追い詰められて飛び込んで自殺を凶ったと、みんな書いてありますよ。今、皆さん方が、新たな事実気づいて、当時の判断は間違っていたかもしれないということは、9月10日に北海道に報告して区切りがついたとおっしゃった後に出たこの雑誌にみんな書いてあるんですよ。だったらなぜ、ここで調査委員会を立ち上げなかったんですか。

○辻並学校教育部教育指導課長 当時、月刊誌において掲載されました本市の事案に関わる経過等と、私どもが学校から報告を受け把握していた内容との相違等については、私どものほうで、当時、整理をしているところがございます。その整理においては、当時、いじめの認知には至っていないところですが、当時のその認識も併せまして、第三者による調査委員会のほうに、私どもの持っている情報を全て提出いたしまして、そこでそのときの判断、認知も含めまして、それが適切であったかどうか検証していただきたいというふうに考えております。

○能登谷委員 私はどう見ても、2019年の9月の時点でも知り得たと。今、教育委員会が、報道されていることが事実と違うかなと、それで調査委員会を立ち上げなければならないと思ったようなことは、ほとんどこのときに書いてあります。

それから、当時このA中学校から、この雑誌の記事は事実ではない旨のプリントが配付されました、わざわざ。これも保護者から聞かせていただきました。そのプリントは学校長が発出していますが、「地元情報誌に本校に関わる記事が掲載されました。ありもしないことを書かれた上、いわれのない誹謗中傷をされ、驚きと悔しさを禁じ得ません。」と、公文書とは思えない学校長の心情まで書かれています。これは保護者の皆様宛てですから、学校全部に配られたんだと思うんですね。当時、これを見たって人から聞きましたので。市教委はこの内容を把握していましたか。

○辻並学校教育部教育指導課長 当時、学校長とPTA会長との連名により保護者の方に宛てられた文書の内容については把握をしておりますが、その文書の趣旨等については聞いているところ

でございます。その文書の趣旨といたしましては、当時、月刊誌で、学校名も含めまして掲載されたことにより、当該生徒、その当時在籍していた子どもたちの登下校の安全ですとか、子どもたちの不安や悩み、そういったことの解消のため、学校としての取組について保護者に説明するために発出された文書であるという趣旨については伺っているところでございます。

○能登谷委員 学校としては、ありもしないとしているということをわざわざプリントまで保護者みんなに配って、しかも当該生徒の保護者は、いじめがあったと代理人まで立てて訴えている。雑誌にもこれだけの分量で書かれている。今、文春オンラインに出ているようなことの前半部分は、ほとんど出ていますよ。そうであれば、学校も含めて当事者として、事実経過を調べる必要があったんじゃないでしょうか。それこそ、さっきも言いましたけど、これだけ材料がそろっていれば、学校の言っていることも違うということも含めてこのときに第三者調査に入るべきだったんじゃないですか。

○辻並学校教育部教育指導課長 繰り返しの答弁にはなりますが、その当時、いじめとして認知してはいなかったという中で、通常に対応を行っていたところですが、何よりも、当該生徒は当時、他の中学校へ転校しておりましたけども、その生徒が安心して学校生活を送ることができるように、また、保護者の意向等も踏まえながら対応することを最優先としておりましたので、当時、第三者による調査というものは実施しなかったところでございます。

○能登谷委員 全く解せませんね。教育委員会は目を閉じて、耳を塞いで、知らないふりをして、これをやり過ぎそうとしていたとしか思えませんよ、はっきり言って。2019年4月から、いじめられている、調べてくださいと母親が訴えている。せめて、この6月の川に飛び込んだ時点で、いじめとして対処していれば、命まで失うことはなかったんじゃないですか。はっきり言って初動のミス。学校任せにせず、最初にしっかりと調査を、教育委員会として責任を持って行っていれば、子どもの大事な命まで失うことはなかったのではないかと思います。教育委員会としての見解を伺いたいと思います。

○黒蕨教育長 当該生徒が行方不明になられた際には、私も早期に無事に発見されることを切に願っておりました。亡くなられたことは極めて残念でならないところでございます。今、委員のほうからも御指摘を受けましたけれども、これまでの一連の学校、それから教育委員会の対応につきましても、調査の中で検討していただき、尊い命を救える手だてがなかったということを追求していくことが重要であるというふうに認識をしております。令和元年6月の事案発生の対処につきましては、既に述べさせていただいておりますけれども、いじめのいかんにかかわらず、学校においては、警察や当該生徒の保護者への対応、また、当該生徒や関係児童生徒への聞き取りなどを経て、関係児童生徒への指導や、関係者の話合いの場を設けるなどの対応をしてきたところでございます。また、市教委としても、初期の段階から学校任せにせず、警察との連携、当該生徒の保護者への対応、各学校への指導助言に努めてきたところではありますが、こうした対応や、また亡くなられたこととの関係につきましても、今後の第三者による調査の中で検証され、また、調査結果として報告書がまとめられるものと考えておりますので、その調査結果を今後真摯に受け止めてまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 少し質問の趣旨を変えたいと思います。性的ないじめへの対応について伺いたいと思うんですね。警察が言っていたという言葉借りれば、厄介な性被害、とんでもない事件と警察

が言われたとおり、性的ないじめ、性被害が発生していると疑われます。性的ないじめや性被害の場合の対応はどのように行っているのか、伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 性的ないじめにつきましては、いじめを受けた児童生徒の心理的な負担を軽減するために、同性の教諭による事実確認や、スクールカウンセラーによる専門的なケアを行うことや、いじめの被害の内容が他の児童生徒等に知られるなどの2次被害の防止に向け、情報の管理を徹底することなど、いじめを受けた児童生徒や保護者の心情に十分配慮し、対応することが重要であると考えております。

○能登谷委員 事の本質からいっても、本人はなかなか言い出しにくい、相談もしづらいということだと思うんですが、実際に相談できる窓口など、対応することはあるのでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 性的ないじめも含めまして、いじめに係る相談窓口として、旭川市子ども総合相談センターや、北海道教育委員会の子ども相談支援センターのほか、旭川市地方法務局の子どもの人権110番、北海道警察本部の少年相談110番などがあり、児童生徒が電話による相談を行うことが可能となっているところです。

○能登谷委員 その性的ないじめや性被害への対応についてなんですが、教職員や保護者、それから児童生徒には周知されているのでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 相談窓口につきましては、各学校が策定し、公表しております学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針児童生徒版に掲載されているほか、相談窓口の一覧の配付や、学校だよりへの掲載など、各学校において周知を図っております。また、北海道教育委員会の子ども相談支援センターにつきましては、電話相談紹介カード及びリーフレットが全児童生徒へ配付されております。さらに、本事案について、重大事態として対処することとなったことを踏まえまして、教育委員会から各学校に、4月末にいじめの未然防止等に向けた取組の徹底について通知したところですが、その一つとして、これらの相談窓口の周知を依頼しているところでございます。今後は、長期休業前に、改めて相談窓口の一覧を全児童生徒に配付するなど、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

○能登谷委員 事件後、4月末に重ねて取組の徹底を周知したということだと思うんですが、それにしても、何々の相談センターとか、いっぱいおっしゃっていただきましたけど、旭川市子ども総合相談センターとか、道教委のセンターとか、法務局の人権110番とか警察の少年110番とか、なかなかハードルが高いですね。お父さん、お母さんが相談するのはそういう公的なところでもいいかもしれないんですが、日常的に子どもが親にも相談できない中で、ちゃんと相談しようと思うのかどうか、それは発生してからでなくて、事前にやっぱりいろんなことが教育されていないと分からないんじゃないかと思いますが、率直に言って。ましてや実際に起きたときの緊張感とかということを考えれば、もっと特段の努力が必要じゃないかなと思うんですよ。そういうことがないようにならないし、あったときはこうするんだよと、相談するんだよということが、分かるべきじゃないかなと思います。それに、学校が出てこないんですけど、先ほどから。これは学校では相談できないのかなということも含めて、まだまだこれについては努力が私は必要だと思っていますけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 電話相談紹介カードやリーフレットにつきましては、毎年、複数回、児童生徒へ配付しているところでございますが、今後、児童生徒に悩みや不安があったとき

に、すぐに安心して相談することができるよう、相談窓口への連絡の仕方などを丁寧に説明するなど、周知の仕方について一層工夫してまいりたいと考えております。また、学校におきましては、養護教諭でありますとかスクールカウンセラー等、児童生徒の心に寄り添った相談ということも対応しておりますので、子どもが相談しやすいよう学校としての取組を進めているところでございます。

○能登谷委員 一層の改善、特段の努力をお願いしたいというふうに言っておきたいと思えます。

それともう一つは、在校生の安全や心のケアの問題についても伺っていきたいと思えます。4月26日に当該中学校で保護者説明会が開催されたということをお聞きしています。その後、出席された保護者の皆さんから、様々な意見が私にも寄せられましたので、そのことを基に、4月30日に保護者の皆さんとともに教育委員会に要望書を提出しました。当該中学校の保護者から、5点の要望が出されまして、特に緊急性の高いものを中心にまとめて要望させていただきましたので、その点についても伺っていきたいと思えます。一つは、4月26日の保護者説明会、事実経過や学校の対応など、十分な説明がなかったと。何を聞いても誠実な答えが返ってこないため、諦めて席を立つ人が目立ったと。今後、保護者に対して、節目ごとに十分に説明責任を果たすことをこの要望書の中で求めています。これにはどのように対応されるのでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 当該学校におけます保護者への説明につきましては、今後、第三者による調査が行われますことから、事実経過についての説明は差し控えさせていただきたいというふうに考えておりますが、今なお、本事案による学校への影響がありますことから、生徒の安全確保に向けた取組や、生徒が安心して学校行事等に取り組むことができるようにするための配慮などにつきましては、学校から適宜、保護者に対し説明を行ってまいります。

○能登谷委員 それにしても、何にも説明しないというわけにいかないですよ、事実経過も。例えば、今日出したようなことはもう公的になっているわけだから。こういうことで議論されてこういう経過を説明していますとか、併せて今の在校生の安全対策ということがあるんだから。節目ごとに、やっぱり私は説明責任を果たすべきだというふうに思えます。

それから、今回の事案に鑑み、市の第三者委員会の委員に女性の専門家を複数配置してほしいということを求めておられますが、これにはどのように対応されたのでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 第三者による調査委員会の委員につきましては、女性の方にも入っていただきたく、その方向で現在調整をしております。

○能登谷委員 この要望を出した時点では女性が入っていませんでしたから、ぜひそのことは努力していただきたいと思えます。

それから、在校生の心のケアや安全対策などの対応、これも急いでいく必要があるんだと思えますね。スクールカウンセラーの配置が4月26日のときも説明されましたけど、初期対応の5月の配置は、その当時の説明では僅か2回しかないということになっていました。現状では、一番立ち上がりの大事なときに月2回しかやらないと。だんだん、そのうちに体制を整えるということでしたが、これがちょっと現状に合わない。だから体制を強化してほしいという要望だったと思うんですが、これにはどのように対応されたのでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 在校生の心のケアについてでございますが、4月末までに全生徒を対象とした教育相談が行われるとともに、教職員や保護者に話しにくいことについて、全ての生

徒がスクールカウンセラーによる相談支援を受けることができるよう、十分、派遣回数を確認しながら、スクールカウンセラーの派遣を行っているところでございます。また、安全対策につきましては、登下校時に生徒が見知らぬ人から声をかけられる事案や、学校周辺に不審な人物が目撃されるなどの事案もあり、生徒の安全、安心を確保するため、保護者の協力の下、登下校時における教職員による見守りや警察への警らの強化の要請などを行っております。

○能登谷委員 それから、当該校の当時中学2年生ですから、今3年生になっておりますので、修学旅行の出発を5月中旬に控えているということで、保護者から不安の声が上がっております。やめたほうがいいんじゃないかという声もあったし、いやもうこれを逃したらコロナで行けないかもしれないということで、ぜひ行ってほしいと両方ありました。そういう中でも保護者の意見を十分把握して、今後の対応を考えてほしいということでも要望があったと思うんですね。特に、何より生徒の旅行中の安全対策を強化する必要があるんじゃないかと。このA中学校が来たと言われれば、名前も表示される、ジャージにも名前がついているということになれば分かるわけで、相如今、名前もいろんなことも表に出ていますから、そこに対する対策が必要じゃないかということと、特に、この第三者委員会で調査の対象となる教員、この方が引率するということになれば、生徒のケアや安全性に配慮した対応をしなければならぬと思いますし、何よりこれはちょっと無理じゃないかということだったんですよね。これに対してはどのように対応されたんでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 修学旅行につきましては、旅行代理店等を通じまして、利用するバスやホテルなどに、学校名を表示しないように依頼することや、学校名や氏名の分かるものを身につけさせないことなど、生徒の安全確保のための取組を行っております。また、調査に関係する教員の引率につきましては、当該学校において調整し、既に対応したところでありまして、このことについては、生徒及び保護者に既に周知をされております。

○能登谷委員 それから5点目は、今回の事態は重大事態であり、学校任せにしないで、教育委員会に窓口を設置してほしいと。保護者等への対応に当たることを求めているんですが、これにはどのように対応されたんでしょうか。

○辻並学校教育部教育指導課長 本事案につきましては、社会的な影響も大きな事案であることから、対応を学校任せにするのではなく、教育委員会が学校への支援に努めるとともに、教育委員会に保護者が相談できる窓口を設置し、周知するなど、保護者等への対応に当たってまいりたいと考えております。

○能登谷委員 この後もぜひ、保護者のいろんな意見も聞きながら、対応、安全対策、心のケアに当たっていただきたいというふうに思います。

それで最後に、今後の対応の方向性について伺いたいと思います。冒頭述べたとおり、いじめは、相手に恥辱や恐怖を与えながら思いどおり支配しようとするということで、子どもを死まで追い詰めていくということで、重大事態であって人権侵害だと。これは何より暴力だということだと思うんですね。ですからそういう意味で、憲法や子どもの権利条約の精神を踏まえて、社会全体の問題として重視してほしい。解決のためには、学校関係者、それから市民と力を合わせていく必要があるんだと思います。学校での対応として、いじめへの対応は絶対に後回しにしない。命最優先の原則を確立させる。それから、ささいなことでも様子見にしないで対応していく。教職員、保護者の情報共有を重視するということ。それから、子どもの自主的活動の比重を高めて、いじめを止める

人間関係をつくっていくという努力が必要だろうと思いますし、被害者の安全確保、それから加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応していくということは、どうしても必要だと思いますので、これらの人権問題としての対応の強化という点で、教育委員会の見解を求めておきたいと思います。

○品田学校教育部長 いじめは、他者の人権を侵す決して許されない行為であり、未然防止と早期発見、早期解消のため、いじめを把握した際の速やかな対応や、教職員及び保護者の間でのいじめの芽や兆候なども含めた情報の共有のほか、児童生徒が主体となって実施するいじめの防止等の取組、また被害児童生徒への支援及び加害児童生徒への指導や支援が大切なことであると考えているところでございます。教育委員会といたしましては、旭川市いじめ防止基本方針において、児童生徒が多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を位置づけておりまして、今後も各学校において、児童生徒の発達段階に応じた取組の充実により、いじめに向かわない態度の育成に努めてまいります。

○能登谷委員 今回の件だけでなく、全国的には、被害者側が訴えても無視したり、後になって事実関係を隠蔽するというようなことも起こっています。そのことが被害者の尊厳を二重、三重に傷つけるということもあって、残念ながら、これらのことは後を絶たないという状況になっていると思うんですね。被害者家族の真相を知る権利、これを尊重すること。学校側がつかんだ情報を隠さないで、説明責任を果たす必要があると思います。ましてや、その死亡された生徒の遺族の知る権利を尊重しなければならないと考えますが、これについても教育委員会の見解を求めておきます。

○品田学校教育部長 学校がいじめを認知した際には、加害及び被害児童生徒双方の保護者に、事実経過や指導の状況等について丁寧に説明をするとともに、とりわけ、被害児童生徒の保護者に対しては、その心情に配慮し対応するとともに、被害児童生徒の安全確保の取組など、今後の指導の方針及び具体的な手だて、それから対処の取組について説明していくことが重要であると考えております。本事案につきましては、今後、第三者による調査が行われるということになりますけれども、調査結果につきましては、保護者の知る権利を尊重し、当該生徒の保護者への説明ですとか情報提供などについては、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 今後の教育委員会の取組の方向性について、最後に伺いたいんですが、第三者委員会の徹底した調査によって、事実の解明を図ることが重要だと思います。一方で、結果待ちにできない課題もあると考えています。先ほども紹介したとおり、複数の学校をまたぐ事案、小学校、中学校をまたぐと。学校単位では解決できない広域の課題への対応、これらは、教育委員会が主導せざるを得ない課題ではないでしょうか。ほかにも性的ないじめや性被害への対応方針、在校生の安全対策や心のケアの充実強化など、今すぐ取り組む課題はたくさんあると思います。結果待ちではなく、今から取り組んでいただきたいと思います。旭川市教育委員会としては、いじめ防止の基本方針から抜本的に見直すことが必要なのではないでしょうか。学校いじめ防止基本方針や、条例の整備も含めて、教育委員会としての今後の取組の方向性を伺いたいと思います。

○黒蕨教育長 いじめに関する条例、また基本方針に関わってのお尋ねでございます。いじめは全ての児童生徒に関係する問題でありまして、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指していく必要があると考えております。

まず、本事案につきましては、今後、旭川市いじめ防止等対策委員会において調査が行われ、学

校、また教育委員会の対応につきましても客観的、専門的な立場から検証いただき、調査報告書の中で同種の事態の発生防止に向けた提言をまとめていただくこととなりますので、そうした貴重な意見を、今後策定を予定しております（仮称）いじめ防止条例にも生かしてまいりたいというふうに考えております。また、既にあります本市のいじめ防止基本方針につきましても、本事案を踏まえまして、複数の学校が関係する事案への対応の在り方、それから、学校と家庭との連携の在り方というような課題が浮き彫りになってまいりました。こうした課題を整理いたしまして、基本方針の見直しにつきましても図っていく必要があるものというふうに考えております。

こうしたいじめに関する条例の制定、また基本方針の見直し、こういったことを進めまして、いじめの根絶に向けた対策の強化につきましても、調査と併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 今日のところは終わります。

○林委員長 質疑者の交代をお願いいたします。

御質疑願います。

上野委員。

○上野委員 それでは、4人目になりました。傍聴されている方もいらっしゃいますので、自己紹介いたします。無党派Gの上野と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、この3月に亡くなられた女子中学生の方に対し、御冥福を祈るとともに、御親族並びに関係者の皆様に、心よりお悔やみを申し上げます。このようなことになり、教育に携わってきた者として大変残念に思います。私は、実は6年前まで中学校の校長をやっておりました。そんな立場でこのことを思うと、心が痛みます。また、これまで3人の委員の皆様が、いろんな角度から質疑されておりますが、質問されるたびに、私だったらどうするのかな、どうだったかなという思いと、心が痛む思いをしながら質疑を聞かせていただいております。3名の方が、先に質疑されておりますので、重なる部分については割愛させていただいて、私も聞きたいことだけを質問させていただきたいと思います。

まず、私ごとであります。亡くなられた子は、実は私が大学時代、大変お世話になった先輩の息子さんの子どもでありました。先輩の子どもの子ということですから、先輩にとってはお孫さんに当たるということ、何とお通夜の日の朝に知りました。私はそのとき、この件について、私が責任を持って最後まで対応しなければならないと強く心に思った次第です。

ここで、この後の質問とも関連します。3月26日、お通夜の朝から、私と教育委員会、そして亡くなった子のお父さん、お母さんとの水面下での関わりについてお話をしたいと思います。3月26日の朝、突然、亡くなった子の父親から電話が来ました。この電話で、亡くなった子が先輩のお孫さんであることを知り、大変驚きました。電話の内容は、今回の件で相談したいことがあるということでした。お昼、直接お会いをして、いじめの経緯や学校、教育委員会の対応について、1時間くらい話を聞きました。この話は、お母さんにも承諾を取っているということで話が進みました。話の趣旨は、学校や教育委員会が事実を隠さずに全部話してほしいということが中心でした。マスコミなどの騒ぎが大きくなる前に解決してほしいとお願いをされました。それからちょっと日がたつんですが、この間ちょっと私も入院したりなんかしていたもんですから、4月5日になりました。私はお母さんと直接電話でお話をいたしました。面談をお願いし、翌日の6日に会うことに

なりました。4月6日、議会応接室において面談を行い、1時間程度の面談でございましたが、いじめの経緯や学校、教育委員会への要望等、ほぼお父さんの話した内容と同じ話をされました。私はその結果をその日のうちに教育委員会へ御報告申し上げました。その後、教育委員会のほうからお母さんに連絡をして、後日、面談を行ったというふうに聞いております。このタイミングで、マスコミの報道が流れたということです。水面下でこのような動きがあったということをまずお話をしながら、質問をしていきたいと思っております。

それでは、早速質問に入りますが、今回のような事態になった原因は、学校と保護者の間に信頼関係が構築できなかったことが大きいと思っております。私も学校にいましたが、現職時代、学校教育の中で最も大切なことは信頼関係だと思って仕事をしておりました。今回、その信頼関係を構築できなかった大きな理由には、2つの要素があると思っております。一つは、いじめの見極めのずれ、そしてもう一つは、学校の対応にあると思っております。学校の対応と言っておりますが、教育委員会の対応も含めて、その対応にあると思っております。

まず、いじめの見極めについては、本事案をいじめの重大事態として、今後、第三者委員会が設置され、そこで真実が明らかにされると思われますので、細かな質問はいたしません。第三者委員会について幾つかの質問をしていきたいと思っております。まずは1問目なんです。これまでの質問の中に出てきておりますが、重大事態とはどのようなことを指すのか、また、重大事態の調査の実施についての法的根拠についてお示しをいただきたいと思っております。

○末木学校教育部教育指導課主幹 重大事態につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」などと規定されておまして、同項において、学校の設置者またはその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されております。また、本市におきましては、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例において、旭川市いじめ防止等対策委員会により重大事態の調査を行うことを規定しております。

○上野委員 先ほど来、確認も行われているわけですが、私のほうからは大事なことなのでもう一度確認させていただきますが、旭川市は、本事案を重大事態と認めたと、ここで認識してよろしいのか、再度、しつこいようですけど確認をさせてください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案につきましては、当該生徒が亡くなったことの重大性に鑑み、今後の対応を検討していたところ、教育委員会が把握していた事実と報道の内容に相違が見られ、報道された内容によって、当該生徒がいじめにより重大な被害を受けた疑いが生じたことから、重大事態として対処することを決定したところです。

○上野委員 この件につきましては、先ほど来話題になっておりますが、旭川市が今回、重大事態と認めた経緯については理解をさせていただきました。ただ、遅かったという感じは私もしております。というのは、重大事態については、再度言いますが、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」などと規定しております。私は、先ほど申し上げたとおり、亡くなった子の御両親からお話を聞きました。さらには、学校関係者の情報もたくさん入りますので、そこからも得ることができました。双方の言い分を聞きますと、多少の食い違いはあります。事実関係においてです。これは、今聞いてもお答えになら

ないと思いますので、第三者委員会のほうで確認をしていただきたいと思いますと思うんですけども。ただし、その食い違いがあったとしても、そこで十分にいじめによる被害の疑い、これについては感じることができたのではないかと、私の長い教師生活の経験から、そのように感じております。よく教え子たちにもこの件で質問されますが、先生が校長だったらどうしたってよく言われます。この2年前の事案については、私は、重大事態としてその時点で対応すると思います。そのとき、学校、教育委員会がその決断をしなかったこと、これを大変残念に思います。このことにつきましては、ぜひ、こういう席ではなくて第三者委員会の中で、教育委員会の方で思っていることもあると思いますので、そういったことも含めて真実を語っていただければいいのかなと思っています。

次の質問に移ります。第三者委員会についてお聞きします。先ほどの説明で、教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会において調査を実施するということです。この教育委員会の附属機関、これも私にはちょっと引かかる文言でございます。ここは質問しませんが、この委員会の概要については先ほど来出ておりますけど、どのような権限があるのか、それをお示ください。

○辻並学校教育部教育指導課長 旭川市いじめ防止等対策委員会についてであります。これは教育委員会の附属機関でありまして、学識経験を有する者のうちから5名以内をもって組織するとの規定に基づき、現在、大学教授、臨床心理士、医師、社会福祉士の4名で構成し、平成31年4月から常設をしている組織となります。本対策委員会は、年に1回程度、本市のいじめ防止のための対策について御審議をいただくとともに、重大事態が発生した際は、調査に当たることと規定されております。このたびの重大事態の調査につきましては、新たな委員のほか、数名の臨時委員を委嘱いたしまして、御遺族の意向等も確認しながら、公平性、中立性が確保された組織により実施することを考えております。また、本対策委員会につきましては、警察等のような捜査権限等があるわけではないため、他の自治体における事例においては、聞き取り等への協力が十分に得られない場合もあるものと承知をしております。教育委員会や学校の関係者が対策委員会の調査に対し、真摯に向き合い、協力することはもとより、関係する児童生徒や保護者に対しましても、調査の目的や意図等について学校からも丁寧に説明し、調査に協力していただくようお願いをしまいたいと考えております。

○上野委員 聞き取り等もやって、警察のように権限がないので拒否された場合にはなかなかうまくできないのかなという心配をしておりますし、児童生徒の聞き取りにおいては、私も何十年という教師生活の中で何度もやっておりますけれども、本当にそのことが真実なのかということはなかなか難しいことなのかなと思います。ただし、このように専門的な方々が集まってやることを信じて、ぜひ真摯な気持ちで進めていただければなというふうに期待をしております。

それで、次の質問ですが、この委員会で示される結果報告はどのように生かされるのか、お示しをいただきたいと思います。また、その結果に保護者の理解が得られなかったときに、それについてはどうされるのか、お答えをいただきたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 対策委員会における調査結果の報告につきましては、認定できる事実や、再発防止策などが報告書の形で取りまとめられることとなっております。報告書の中の再発防止策などの提言を本市のいじめ防止の対策に生かしてまいりたいと考えております。また、調査の結果につきましては、国のガイドラインには、当該の保護者に対し事実関係等、その他必要

な情報を適切に提供するものと示されておりまして、教育委員会は、調査結果を市長に報告することとしております。その際、当該生徒の保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができるともされておりまして。市長が、調査結果報告書並びに、当該生徒の保護者の所見をまとめた文書により、十分な調査がなされていないなどと判断した場合は、旭川市いじめ問題再調査委員会において、再調査を実施することとなります。

○上野委員 保護者が納得しない場合には、市長部局のほうの再調査委員会のほうにかけられるということをお聞きしました。そのような再調査が出されないことがないように、この第三者委員会で真実が明らかになることを願っております。

それでは次に、視点を変えまして、私も以前校長をやっておきながら、この質問はいかかなものかと思いましたが、校長と教育委員会の関係について質問をさせていただきます。学校は、様々な問題を抱えていると思いますが、このような問題が発生したときに、校長と教育委員会の役割というのはどのようになっておりますか。

○品田学校教育部長 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づき、学校が充実した教育活動を行うため、授業改善や学校経営、学校事故や生徒指導上の問題が発生した際などに、校長に対し必要な指導助言や支援を行う立場であると考えているものでございます。

○上野委員 私も校長をやっているときには、学校の抱える幾多のトラブルについての指導助言をいただいたり、また、私自身のミス教育委員会のほうで助けていただいたりということもございました。学校にとって、また校長にとっては指導してくれる重要なポジションだと私は認識しております。学校というところは、先ほども申し上げたとおり、幾つかの信頼関係の中で成り立っていると思うのですが、今回のように、保護者と学校の間の信頼関係が構築されていない、はっきり意見が割れているといった場合、教育委員会はこういった働きかけを行うのか、また、それを行ってきたのか。それについてお答えいただきたいと思っております。

○辻並学校教育部教育指導課長 児童生徒の心身を健やかに育むためには、学校と家庭が連携し、協力して取組を進めることが大切であるというふうと考えておりまして、児童生徒の指導に直接携わる教職員はもとより、校長や教頭の保護者への対応は、相互の信頼関係を築く上で大変重要であるというふうと考えております。各学校におきましては、保護者の心情に寄り添った丁寧な対応に努めているところですが、教育委員会に、保護者から学校の対応に関する相談が寄せられた場合には、相談者の思いを学校に伝え、適切に対応するよう指導するなどして、保護者と学校との信頼関係が再構築できるよう働きかけを行っております。また、本事案における教育委員会の対応といたしましては、令和元年6月に事案の発生を把握してから、複数回、当該生徒の保護者と電話による相談や面談を行うなど、保護者の心情に寄り添った対応に努めるとともに、保護者の意向を関係する学校にも伝えまして、適切に対応するよう指導を行ってきたところでございます。

○上野委員 先ほどまでの質疑の中でも、やっぱり教育委員会の指導がきちっとされていなかったんじゃないかという厳しい御意見もございました。私もそのように感じております。私の認識に間違いがなければ、教育委員会の立場は、校長の上司ということになると思っております。とすれば、時として、必要なときには職務上の命令、指示を下すことができると思っております。私は、教育委員会の指導力というのは、そういう意味で期待をしております。校長といえども、一人の人間です。判断の間違いもあれば、ミスもあります。そういったときに、より専門的な観点から、強い指導、

支援をすべきとは思っております。

そこで、今後に向けての要望ですが、これからのさらなる複雑な時代に対応するために、法的な問題に対応できる職員、あるいは弁護士を活用すること、これを第三者委員会の中で検討されることを強く望みます。そして、学校において首をかしげるような指導があったときには教育委員会が、やはり強く、根拠を持って指導していただくことが大変大切なのかなというふうに感じました。

質問を変えますが、最後の質問につきましては、先ほどの能登谷委員と重なりまして、当該学校が今、置かれている状況が大変ひどいものですから、それについて尋ねようといいたしましたが、先ほどお答えいただきました。当該学校の生徒だけではなくて、それに隣接する小学校の児童、さらには同窓生、実は私もその学校に勤務しておりましたので、私の教え子もたくさんおります。その教え子たちが、学校の名前を出しただけで、えっと言われるという、そんな状況にもなっております。ぜひ、学校に対しての支援はもちろん、そういった市民に対するフォロー、誹謗中傷に対する対策、それも併せてお願いをしたいと思います。

一つだけその件でお願いをしたいと思うのは、先ほど能登谷委員も言っておりましたけども、以前の議会の質疑の中でも、スクールカウンセラーの必要性、これについては訴えてまいりました。ぜひこれを機に、中学校においてもスクールカウンセラーの増員を強く望みます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上で、短いですが質疑を終えますが、前途ある子どもが死に至った本件は、私たち大人の行動によって十分に救うことができたことだと思っております。第三者委員会の調査により真実が明らかになれば、二度とこのようなことが起こらないよう心から願っております。また、本件によって多くの方が傷ついております。皆様に笑顔が戻りますことを願って質疑を終わりたいと思います。

○林委員長 ほかに発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○林委員長 それでは、本日の議題は以上でございます。散会いたします。

散会 午後3時57分